



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の告示（医務課） ..... 1
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） ..... 1
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課） ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・4件（県民生活課） ..... 2
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（商工振興課） ..... 4
- 建設業者に対する営業停止命令（土木企画課） ..... 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） ..... 5
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（都市計画・モノレール課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所） ..... 6

### 教育委員会事項

- 技能教育のための施設の指定 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第217号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
中頭病院	沖縄市知花六丁目25番5号	社会医療法人敬愛会	平成24年2月28日	平成27年2月27日

### 沖縄県告示第218号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1戸2頭	石垣市	平成24年3月28日

## 沖縄県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 与那原町字東浜
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び与那原町まちづくり課

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年5月20日まで縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美ら海振興会
- 3 代表者の氏名 松井諭
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市天久2丁目14番20号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、海洋環境の保全及び改善に関する事業、マリンレジャーの安全と対策を確立するための事業、それら事業内容に対する社会の理解を深めるための活動を行い、またそれに伴う沖縄本島と離島の事業所・事業者及び行政との協力体制を確立する運動やダイビング事業者の社会的地位確立を図る運動を行うことにより、沖縄の海洋環境の保護と自然と調和・共存できる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年5月21日まで縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人児童福祉ネットワーク
- 3 代表者の氏名 池内龍太郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北中城村字渡口1872番地ハウスNo.23
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民に対して発達障害の正しい理解と推進を目指し、障害の特性にあわせた自立支援活動を行う。また、家族、医療、福祉及び教育等の各関係機関と連携を図り、子供の人権及び福祉の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年5月21日まで縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人交流広場ハッピーハウス
- 3 代表者の氏名 知念榮保
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市普天間二丁目14番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「地域社会の発展は豊かな人間関係の構築が基盤である」という基本理念のもと、人間関係の循環による地域共同体の輪を広げ、互いに尊重しあい楽しく共生できる新しい社会の仕組みづくりを目指し、障がい児の自立に向けた支援活動をサポートする事業または地域文化交流事業等を行うことをもって、次世代の豊かな地域コミュニティの増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年5月21日まで縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害児・者の問題行動支援センター
- 3 代表者の氏名 宇地原茂
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市大山六丁目40番15号A-9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす人々と広く障害児・者に対して、住み慣れた地域社会の中で障害を持つ人と持たない人が「ともに生きていく」ことが出来るようになるために、地域で暮らす人々から理解を得るための支援や、障害児・者が自立した日常生活を営むために必要な、障害福祉サービスに関する事業を行い、広くノーマライゼーション思想の推進を図りながら、地域の福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年4月6日から平成24年8月6日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市宇豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号 代表取締役 福島長男、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 届出年月日 平成24年3月9日
- 4 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
（「次の表」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 平成23年12月8日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原631番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字松原551番地4 取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 板倉晴彦
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年4月6日から同年5月6日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原631番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字松原551番地4 取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 板倉晴彦
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 三叉路の近くなので、駐車場の出入口を考慮して下さい。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年4月6日から同年5月6日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年3月29日
- (2) 商号名 株式会社佐久本工機
- (3) 代表者名 佐久本嘉幸
- (4) 所在地 沖縄市山内二丁目33番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第9201号
- (6) 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令  
ア 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの  
イ 営業停止の期間 平成24年4月12日から同年5月3日まで
- (7) 処分の原因となった事実 建築工事業に関する特定建設業の許可を受けずに建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結し、かつ、監理技術者を配置しなかった。このことが、建設業法第16条第2号及び第26条第2項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年3月29日

- (2) 商号名 仲本建設株式会社
- (3) 代表者名 仲本巽
- (4) 所在地 沖縄市字登川2434番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第538号
- (6) 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
  - ア 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
  - イ 営業停止の期間 平成24年4月12日から同年6月10日まで
- (7) 処分の原因となった事実 当該業者の元社員は、北中城村から受注した「北中城幼稚園・小学校プール改築工事(建築)」の追加工事等に関して、有利便宜な取り計らいを受けたいという趣旨のもと賄賂を供与したとして、平成24年1月25日に那覇地方裁判所より懲役10月(執行猶予3年)の判決が言い渡され、その刑が確定している。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・5・名28号宮里大南線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・5・那34号石嶺駅前線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 農連市場地区防災街区整備地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・54号城間前田線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県浦添市字前田、前田一丁目及び前田二丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年4月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年3月29日 沖縄県指令士第241号、平成22年7月26日 沖縄県指令士第688号（変更）、平成23年3月24日 沖縄県指令士第250号（変更）、平成23年10月11日 沖縄県指令士第887号（変更）、平成24年2月13日 沖縄県指令士第84号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字喜名木根原2346番11ほか2筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市楚辺2丁目33番18号 沖縄県農業協同組合 代表理事 砂川博紀
- 5 検査済証番号 平成24年3月26日 第2975号
- 6 工事完了年月日 平成24年3月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年4月6日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年7月20日 沖縄県指令中土第737号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室23番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字桃原44番地の5 又吉郁乃
- 5 検査済証番号 平成24年1月18日 C第99号
- 6 工事完了年月日 平成24年1月6日

### 教育委員会事項

#### 沖縄県教育委員会告示第5号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により技能教育のための施設を次のとおり指定し、併せて学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の2の規定により次のとおり連携科目等を指定した。

平成24年4月6日

沖縄県教育委員会

委員長 安 次 嶺 馨

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地 専修学校インターナショナルデザインアカデミー 那覇市泉崎1丁目13番3号
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ドローイング基礎	デザイン技術
ドローイング実習	デザイン技術
イラスト演習	デザイン技術
写真応用	デザイン技術
マンガ基礎	デザイン技術
マンガ制作	デザイン技術

ビジュアルデザイン基礎	情報デザイン
ビジュアルデザインⅡ	情報デザイン
ビジュアルデザインⅢ	情報デザイン
アルゴリズムC言語	アルゴリズムとプログラム
C言語	アルゴリズムとプログラム
Web演習	アルゴリズムとプログラム
3DCG演習Ⅰ	表現メディアの編集と表現
ゲーム基礎	表現メディアの編集と表現
Mac演習Ⅰ	表現メディアの編集と表現
Mac演習Ⅱ	表現メディアの編集と表現
フラッシュ演習	表現メディアの編集と表現
アパレルデザイン画	ファッションデザイン
服飾造形基礎	ファッション造形基礎
服飾造形実習Ⅰ	ファッション造形基礎
服飾造形実習Ⅱ	ファッション造形
パターンメイキング実習B	ファッション造形
POP広告	広告と販売促進
ファッション販売Ⅰ	広告と販売促進
ビジネス概論	ビジネス基礎
簿記Ⅰ	簿記
簿記Ⅱ	簿記
アパレル商品知識	商品開発
総合実践	総合実践

3 指定年月日 平成24年3月26日

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総 務 私 学 課  
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷  
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号